

## 随意契約の結果の公表

1月契約分

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
栄養塩類自動分析装置加熱分解槽一式	H29.1.30	日新精器株式会社松江営業所 松江市南田町93-7	5,832,000	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	昨年度当該装置の本体機器を購入したところである。今回はこれの付属機器を購入するものであり、本体機器と同一メーカーの同一機種に限定される。よって、当該メーカーの県内唯一の代理店である本体機器の納入業者と随意契約を行う。	
島根県児童相談システム社会保障・税番号制度総合運用テスト対応業務・特定個人情報データ標準レイアウト変更対応業務委託	H29.1.26	(株)島根情報処理センター 出雲市今市町321番地3	3,186,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	青少年家庭課	本システムの開発と保守・運用業務については、島根情報処理センターと委託契約しており、本委託業務を行うにあたっては、島根情報処理センターへ委託するしかいないため。	追加分
特別児童扶養手当システム平成28年度個人番号制度総合運用テスト支援業務	H29.1.4	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 四国支社 広島市中区胡町4-21	1,682,640	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	特別児童扶養手当システムの構築及び保守・運用は富士通エフ・アイ・ピー(株)中四国支社に委託しており、同システムのセキュリティに配慮し、安全・確実・効率的に総合運用テストの支援及び付随する改修業務を行うことができる者は、同社以外にはない	追加分